

高取町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高取町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、浄化槽設置に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては高取町補助金等交付規則（平成14年4月高取町規則第25号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助対象地域は、高取町の区域内で、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可または同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域とする。

(補助金の交付)

第4条 町長は、補助対象地域内において、処理対象人員10人以下の浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく承認を受けずに、浄化槽を設置しようとする者。
- (2) 専用住宅及び店舗等併用住宅（住宅用途に供される床面積が、人槽算定の対象面積の2分の1以上の建築物）以外に浄化槽を設置しようとする者。
- (3) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。
- (4) 販売等の目的で浄化槽付き住宅及び住宅以外を建築しようとする者。
- (5) 町長が定める期間内に浄化槽を設置しない者。
- (6) 高取町に住民登録を有しない者。（ただし、町内居住予定者はこの限りではない。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表に掲げる浄化槽の規模に応じて定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 適正な設置工事及び維持管理に努める旨の誓約書。
- (2) 建築確認済証の写し（建築確認申請を伴う場合）。
- (3) 浄化槽設置届出書（受付済分）及び適合通知書の写し（建築確認申請を伴わない場合）。

- (4) 設置場所の案内図及び配置図並びに排水施設計画図。
- (5) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書。
- (6) 浄化槽設備士免状の写し。(昭和62年以前の資格者については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了書の写し。)
- (7) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証(市町村用)。
- (8) 合併浄化槽構造方法認定書の写し。
- (9) 合併浄化槽形式適合認定書及び添付の仕様書及び図面の写し。
- (10) 工場製造浄化槽形式認定書の写し。
- (11) 国庫補助指針適合登録浄化槽管理票(C票)。
- (12) 国庫補助指針適合登録証の写し。
- (13) 住民票謄本及び家族全員の納税証明書(町税に滞納のないことの証明)。
- (14) 町外在住者は、高取町に住所変更する旨の確約書。
- (15) 浄化槽設置に係る見積書の写し。
- (16) その他、町長が必要と認める書類。

(交付の決定及び通知書類)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(第2号様式)により、また、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、それぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定通知書を受けた後に、補助金の申請内容を変更し、または補助事業を中止もしくは廃止しようとするときは、速やかに変更承認申請書(第4号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、2月末日までに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業が完了したときは、1ヶ月以内(第8条第1項の規定により事業の変更の承認を受けた場合も同様とする。)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出し、その指示を受けなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者との契約書の写し。
- (2) 浄化槽法第7条検査手数料領収書の写し。
- (3) 浄化槽法第11条検査依頼書及び検査手数料3年分の領収書の写し。
- (4) 浄化槽設置工事完了報告書及び施工管理報告書の写し(受付済分)。
- (5) 浄化槽使用開始報告書(受付済分)の写し。
- (6) 浄化槽使用前保守点検結果書(受付済分)の写し。
- (7) 浄化槽設置に係る請求書及び領収書の写し。

- (8) 工事施工写真（工事着工前から完成までの状況が確認できるもの）。
- (9) その他、町長が必要と認める書類。

（交付額の決定）

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第6号様式）により補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第7号様式）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（現地調査）

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽設置工事の状況を施工の現場において確認する。

（遵守事項）

第14条 補助金の交付を受けた者は、浄化槽の機能が正常に働くよう、適正な維持管理に努めなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
改正、平成17年4月1日から施行する。
改正、平成18年4月1日から施行する。
改正、平成19年4月1日から施行する。
改正、平成21年4月1日から施行する。
改正、平成24年6月1日から施行する。
改正、平成26年9月1日から施行する。
改正、平成26年12月1日から施行する。
改正、平成27年3月1日から施行する。
改正、平成30年4月1日から施行する。
改正、令和2年12月1日から施行する。

別表

人 槽 区 分	限度額 (単位 円)
5 人槽	3 3 2, 0 0 0
6 ~ 7 人槽	4 1 4, 0 0 0
8 ~ 1 0 人槽	5 4 8, 0 0 0